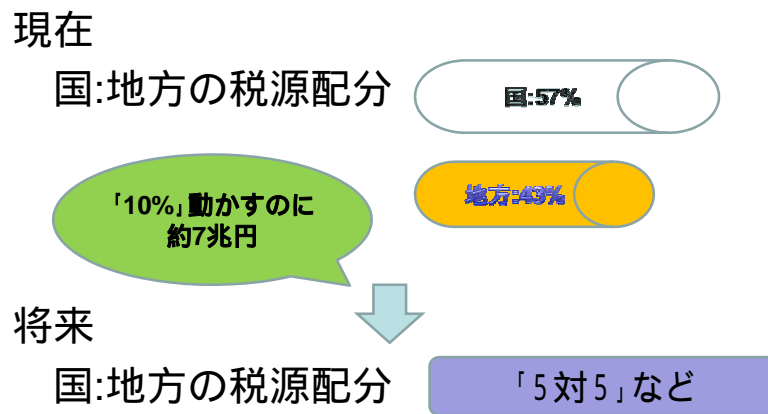


【新・地方自治 2007 : No.12】
税源移譲と地域間格差議論の関係

地方分権改革議論の大きな課題のひとつは、もちろん税財政問題である。第一次分権改革は機関委任事務の廃止、事務事業の権限移譲では一定の成果を果たしたものの、その後の三位一体改革も含めて十分な税源移譲等が図られなかったことで、分権改革に対する地方自治体からの信頼感を著しく低下させるなどの問題が生じたことは記憶に新しい点である。

現在の国と地方の税源配分比率は、図 1 のとおりである。国が全体の 57%、地方自治体が全体の 43% となっており、2007 年度からスタートした所得税制度と住民税制度の改革による地方への税源移譲進展によって、従来の国 60%、地方 40% の状況から若干改善する結果となっている。歳出ベースの割合が国 40%、地方 60% の実態を考えれば、依然として財政を通じた国による関与が機能する領域は大きく、さらなる税源移譲に努めることが地方分権改革にとって不可欠な課題となっている。現在の税収を前提とすると、10%ポイント移譲するには 7 兆円前後の規模の税源移譲が必要となっている。

(図1)国と地方の税源配分比率



この 7 兆円の税源移譲の太宗は、国から地方自治体への補助負担金削減・廃止で実現することが中心となる。国から地方に事務事業の移譲を行い、それに必要とされてきた補助負担金について同時に移譲する方法で実現することが地方自治体の自立にとって不可欠である。

三位一体改革でもこうした基本理念の下で具体的な税源移譲が議論されたものの、事務事業単位での補助負担金の廃止ではなく補助率の引き下げが中心となり、補助金要綱等を通じた国から地方への関与等は実質的に残される結果となったこと、事務事業の移譲に見合った税源移譲の規模が確保されなかったこと、税源移譲によって生じる税収の地域間格差是正が十分ではなく税源基盤が弱い地方自治体では事務事業の移譲に見合った税収が確保されなかったこと、そして、税源移譲による一般財源の拡大に比べ地方交付税の削減が大幅であったこと、など制度全体としての地方分権に向けた整合性が十分に確保されていなかった。こうした点を踏まえれば、補助金の廃止を原則とする税源移譲を行うこと、その上で地域間の財政力格差を是正する水平的地域間調整の仕組みを議論することが重要となる。なお、

増税政策や国の行政改革によって税源移譲を実現する方法もある。こうした方法は、地方税源をネットで増加させる方法であり、その用途及び用途に対する関与等を廃した中で実現すべき重要な選択肢であることは論を待たない。

また、地域間格差議論では、都市部と非都市部の財政力格差の是正が大きな課題となって指摘されている。この是正は重要である。但し、留意しなければならないのは地方分権改革の視点からは、地域間財政力格差是正問題と国から地方への税源移譲問題はどこまでもセットの課題であるという点である。地域間財政力格差の対応として、地方法人二税の地域配分基準の見直しなどがあげられている。配分基準の見直しは重要な選択肢である。こうした格差是正議論の中で国から地方への税源移譲議論が埋没することがあってはならない。

国庫補助負担金の廃止で税源移譲するにしても、具体的にいかなる補助負担金の対象になるか整理したのが図 2 である。

(図2)国庫補助負担金の内訳

国庫補助負担金 19兆円(2007年度)

社会保障関係・・・12.2兆円

・老人医療3.8、・市町村国保2.3、

・生活保護2.0、・介護保険1.8、

・児童手当等1.8、

文教・科学振興・・・2.0兆円

公共事業費・・・・・・4.1兆円

7兆円の税源移譲を実現する対象となる規模の大きな補助金は、2007年度予算ベースで社会保障関係の12.2兆円、文教・科学振興の2兆円、公共事業費の4.1兆円となる。そのいずれもが国の基本政策、基本制度にかかわる補助金ばかりである。

社会保障関係をみても、今後の高齢化社会の進展の中で老人医療や市町村国保等について基礎自治体単位で担うことが可能かなど制度の根幹を議論する必要がある、地方自治体から国にその役割を戻すことも含め制度の抜本的改革が必要な分野である。また、生活保護についても制度構築から半世紀が経過し、制度的に機能不全を生じさせている面がある。こうした機能不全を放置したまま、地方自治体への税源移譲を行っても地方分権による住民生活の改善は期待できない。生活保護に関する現行制度自体をゼロから見直す中で地方自治体が担うべき事項を整理する必要がある。

単なる事務事業単位の権限移譲ではなく、その前提となる基本政策、基本制度自体を見直さなければならぬ点は、義務教育国庫負担金を中心とする文教・科学振興関係、そして、公共事業費でも同様の

(新・地方自治 2007: No. 12)

新・地方自治 news 2007 年 10 月 10 日

状況にある。とくに公共事業費は、2008 年度から個別の特別会計制度が廃止となり、各特別会計を統合の上、一本化することが決定している。その中で、社会資本整備の縦割りなどでもたらされる弊害の克服、さらには道路特定財源用途など地方分権改革にも密接な関係を有するテーマとなっている。